

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年8月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200022 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200024 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 61 年 1 月 6 日まで

私は、請求期間において A 社に勤務し、健康保険証を会社から受け取ったと思うが、厚生年金保険の記録では、当該期間に被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が具体的に記憶している A 社に係る所在地、事業主名及び取引先会社名などにより、期間の特定はできないものの、請求者が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、日本年金機構が保管する適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 57 年 3 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくになっていることが確認でき、事業所名簿検索システムによる調査においても、同社が、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、i) A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できること、ii) 請求期間当時の事業主は既に亡くなっていることが確認できること、iii) 請求期間当時の取締役のうち、所在が判明した者に照会したもの回答が得られないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が A 社で自身と共に勤務していたと記憶する経営者は、商業登記簿謄本においては請求期間当時の取締役であることが確認できるところ、オンライン記録によると、当該取締役は、同社が適用事業所でなくなった日より後である請求期間の一部期間において、本人の申出により被保険者となる厚生年金保険の第 4 種被保険者（保険料は全額自己負担）となっ

ていることが確認できる。

加えて、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたと記憶する者を含む複数の元従業員に照会したものの、請求者の勤務期間等についての回答を得られないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。